競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域 赤井田造園土木(株) 福島県須賀川市一里坦95

令和5年2月7日~令和5年3月6日(1ヶ月)

地域2 (東北支社が所掌する区域)

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である赤井田造園土木(株)は、福島県発注工事において、専任の 監理技術者を配置しなければならないにもかかわらず、監理技術者を専任とし なかった。

このことが、建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項本文に該当するとして、令和4年12月8日に建設業許可部局である福島県知事から指示処分を受けた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記(2. 事実概要)のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領(平成18年8月7日東高契第269号)」別表第2第10号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

	措置	要件	地域及び期間
(建設業法違反行為)			
10 建設業法 (昭和2 し、工事等の請負契約 れるとき (次号に掲げ	の相手が	方として不	発生地域について当該認 定をした日から1月以上 9月以内

○問い合わせ先: 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課 以 上